

## IV 取組個票

<b>基本施策 I</b>	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
I-①	生産ステージ																								
<b>施策の方向1</b>	安全な農林産物の提供の推進																								
<b>具体的な取組み</b>	<p>(1) 生産者に対する農薬適正使用の啓発 生産者への啓発ハンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬使用者に対する農薬管理指導士の認定などを通し、生産者に対する農薬適正使用の啓発を行います。</p> <p><b>①概要</b> 農薬適正使用に関する啓発ハンフレットの配布や、各地方局単位での講習会の開催、普及組織による栽培講習会等での指導を、引き続き実施する。 また、農業適正使用について、農業購入者及び農薬使用者に対して指導することを主な任務とする農薬管理指導士の認定を、引き続き実施する。</p> <p><b>②推進指標</b> 【農業販売者による啓発活動の開催回数】 開催回数の維持により、啓発活動の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>410回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>410回</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>431回</td> <td>503回</td> <td>351回</td> <td>449回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>③用語解説</b></p>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	410回	—	—	—	—	410回	実績	431回	503回	351回	449回			
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標	—	410回	—	—	—	—	410回																		
実績	431回	503回	351回	449回																					
<b>具体的な取組み</b>	<p>(2) 農業販売者や農薬使用者に対する立入検査の実施 適正な農業販売及び使用を確保するため、地方局農業取締職員による計画的な農業販売者に対する立入検査を実施するとともに、必要に応じて農薬使用者への立入検査を実施します。</p> <p><b>①概要</b> 農業販売者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施するとともに、使用者に応じて立入検査を行っており、今後も引き続き実施する。</p> <p><b>②推進指標</b> 【農業販売者に対する立入検査実施件数】 件数の維持により、検査確認状況の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>300件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>300件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>258件</td> <td>290件</td> <td>257件</td> <td>265件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>③用語解説</b></p>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	—	300件	—	—	—	300件	実績	258件	290件	257件	265件			
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標	—	—	300件	—	—	—	300件																		
実績	258件	290件	257件	265件																					

<b>【農業適正使用講習会・研修会の開催回数】</b> 開催回数の維持により、啓発活動の指標となる。	<p>『農業指導士』農業取扱者の資質を向上し、農薬による危険被害の未然防止及び環境保全対策を推進することを目的に、農業販売者等に対して認定している。農業管理指導士として認定している。農業購入者は、農業購入者及び農業使用者に対して、農業適正使用の指導をするなどを主な任務としている。</p> <p><b>【平成28年度事業実施状況】</b> 農業適正使用推進事業費(農産園芸課) 農業販売者等へ立入検査を行った。 ・平成28年度立入検査結果 農業販売者実施数:265販売所(届出・帳簿の不備等があり改善指導を実施した件数:35件) 農業使用者実施数:0件(農薬の使用基準違反がなかったため実施なし)</p> <p><b>【平成28年度事業実施状況】</b> 農業適正使用推進事業費(農産園芸課) 農業の適正販売及び安全管理がかつ適正な使用、農業による事故防止を目的に、各地方局において農業適正使用講習会等を開催した。 ・平成28年度農業適正使用講習会の開催結果 〔日程・参加者数〕 6月21日 中予地方局 121名 6月23日 南予地方局 96名 6月24日 東予地方局 86名 ・平成28年度農業管理指導士認定及び更新研修会 1月26日 新規 6名 更新57名 ・上記4回のほか、小規模単位での技術講習会を445回実施した。</p> <p><b>【平成28年度取組みの評価】</b> (農産園芸課) 講習会等の開催により、農業者の適正使用への認識が更に高まり、農薬による事故の減少が図られる。 県産農産物の安全性確保、農薬による危険被害の未然防止を図るため、今後とも、農業適正使用講習会並びに農業管理指導士認定及び更新研修会を開催し、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。</p>
---	--

<b>基本施策 I</b>	生産から消費に至る食の安全安心の確保
<b>I-①</b>	<b>生産ステージ</b>
<b>施策の方向1</b>	<b>安全な農林産物の提供の推進</b>
<b>具体的な取組み</b>	<b>農業団体が実施している生産者個々における農薬使用の記帳運動と連携し、記帳の徹底を図ります。</b>
<b>(4) 農薬適正使用の推進</b>	<b>農業団体が実施している生産者個々における農薬使用の記帳運動と連携し、記帳の徹底を図ります。</b>
<b>①概要</b>	<b>愛媛県農薬適正使用推進協議会において、農業団体や農薬販売者等が、一体となって農薬の適正使用を推進し、安全・安心な農産物の生産体制の確保に努めます。</b>
<b>農業団体では、生産者個々における農薬使用の記帳運動を実施しており、農協出荷者以外についても記帳の徹底を図る。愛媛県農薬適正使用推進協議会活動を通じて、農薬の適正使用を推進しているところであり、今後も引き続き実施する。</b>	
<b>②推進指標</b>	
<b>③用語解説</b>	<b>『愛媛県農薬適正使用推進協議会』 平成14年9月、農薬の適正な流通・使用の徹底を推進し、農産物の安全性と产地としての信頼性を確保するため、設置したものの県、農業団体、農業販売者等から構成されており、農薬適正使用の徹底、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項に関する協議を行っている。</b>

<b>①概要</b>	県産農産物の生産段階における安全性を確認するため、生産者個々における農薬適正使用とその記帳に加え、農林水産研究所において最大441成分の残留農薬分析を行っており、今後も引き続き実施する。
<b>②推進指標</b>	
<b>【出荷前の農産物の残留農薬分析件数】</b>	
<b>分析件数を維持することにより、安全性の確認状況の指標となる。</b>	
<b>③用語解説</b>	

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	300 件	—	—	—	—	325 件
実績	311 件	312 件	322 件	326 件			

<b>【平成28年度事業実施状況】</b>	
<b>● 農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)</b>	<b>農薬の安全使用を図るために、GAP研修会や各地方局ごとの講習会において記帳の徹底を図った。</b>
・農産物の分析を農林水産研究所で実施したところ、基準値の超過はなかった。	・平成28年度GAP研修会の開催結果
・平成28年度農薬残留調査結果(278成分)	〔日程・参加者数〕 3月1日 94名
・穀類(米、麦、大豆):30件	・農薬の適正な使用及び危害防止を図るため、農薬適正使用推進協議会を開催し、農薬の情報を提供するとともに、行政、農業販売業者、農薬防腐除者との意見交換を行った。
・野菜:139件	・平成28年度農薬適正使用推進協議会の開催結果
・果樹:155件	〔開催日〕 5月17日
・茶: 2件	〔内容〕
	・農産物の安全性確保について ・農薬適正使用の推進について (ほか)

<b>【平成28年度事業実施状況】</b>	
<b>● 農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)</b>	<b>農産物の安全性を確保するため、農業者における生産工管理・記帳に加え、生産段階における農薬残留分析を農林水産研究所で実施したところ、基準値の超過はなかった。</b>
・平成28年度農薬残留調査結果(278成分)	・農薬の安全性を確認するため、農業者による農業作業を実施・記録し、検証を行って農業作業の改善を結びつけることによって、食品の安全性、信頼性確保等につながることから、安全安心システム(GAP)の導入を今後も推進し、食に対する消費者の不安が高まる中、引き続き、農業の安全確保に努める。
・穀類(米、麦、大豆):30件	農薬適正使用講習会等の開催により、農業者の適正使用への認識が更に高まり、農薬事故の減少が図られる。
・野菜:139件	
・果樹:155件	
・茶: 2件	

## 基本施策 I 生産から消費に至る食の安全安心の確保

### I-① 生産ステージ 施策の方向1 安全な農林産物の提供の推進

#### 具体的な取組み

##### (5) 有機農業 環境保全型農業の推進

有機農業実践農家の技術・経営調査による栽培マニュアルの策定や実証展示圃の設置、試験研究機関における有機栽培技術の確立を目指すとともに、エコファーマーの育成、工場等の取組みの支援に努めます。

#### ①概要

農家が有機農業に取り組む場合、化学肥料・化学肥料・化学肥料を使用しないため、一般栽培並の収量・品質を得ることが難しく、有機農産物を評価する消費者・量販店等の販売先を開拓することが必要となっています。このため、有機栽培技術の確立や、食品加工、直接販売等の取組みの支援に今後とも取り組み、有機農業の普及・拡大に努める。

#### ②推進指標

##### 【有機農業取組面積】

取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	570ha	—	—	—	—	475ha
実績	373ha	355ha	355ha	376ha			

##### 【エコファーマー取組面積】

取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	1,200ha	—	—	—	—	1,200ha
実績	560ha	567ha	545ha	542ha			

#### ③用語解説

《有機農業》 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

#### 《環境保全型農業》 農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源による循環利用による土づくりや、化学肥料、化学肥料、化学肥料の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業。

《エコファーマー》 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学肥料・化学肥料の使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、知事の認定を受けた農業者のこと。

《エコえひめ農産物》 化学肥料・化学肥料を3割以上削減した農産物を県が認証。

## 【平成28年度事業実施状況】

### ●有機農業推進事業費(農産園芸課)

農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減する有機農業を推進するため、県内3カ所に実証圃を設置するとともに、有機農業講座を開催した。

#### ・平成28年度 実証展示圃

しまなみ指導班 温州みかん20a、レモン10a  
久万高原指導班 スイートコーン6a、サトイモ3a  
鬼北指導班 ヨ24a

●高収益大規模有機栽培技術確立試験費(農産園芸課)  
県では有機農業推進計画を策定し、有機農業への取組を推進しているが、収量・品質が不安定で労力もかかることから大規模経営体が少なく、栽培面積や生産量は増加していない。  
そこで、今までに得られた技術を組み合わせ、機械化が可能な「水稻一たまねぎ体系」で高収益を目指した1ヘクタール規模の大規模有機栽培技術の栽培実証を行ない、経営データ等を収集した。

また有機栽培水田における生物調査を行い、作型の違いによる生物多様性を評価し、栽培技術マニュアルを作成した。

●環境に優しい農業生産活動推進事業費(農産園芸課)  
・有機性資源の循環利用に於ける土づくりや化学肥料、化学肥料の節減技術等、導入すべき生産方式の確立と普及推進全農業推進大会を開催した。

・平成28年度有機農業及び農業生産工芸会  
〔日程・参加者数〕 3月1日 94名

#### ・エコファーマー認定数 674人

●特別栽培農作物等認証事業費(農産園芸課)  
認証審査会を年7回開催し、241件(水稻・大豆44件、野菜150件、果樹44件、その他3件)のエコえひめ農産物を認証し、認証された農産物の残留農薬分析を実施した。(栽培者数2,089人、栽培面積916ha)

・認証委員会(委員7名)を11月24日に開催し、認証状況の報告、認証制度の運用、新たな認証対象作物の追加、認証農作物のPR、県版GAPの導入(努力義務など)について協議した。

●エコえひめ農産物販路拡大等推進事業費(ブランド戦略課)  
・制度の普及啓発や販路拡大のために、生産者によるイベントでの直接販売や情報誌での制度・販売店等の紹介、消費者と生産者の交流・ツール等の設置した結果、労働力を考慮した結果、松山市内のスーパーに、年間を通じて安定的に農産物が供給される仕組みづくりを行った。

## 【平成28年度取組みの評価】

### (農産園芸課)

有機農業及びエコファーマーの取組みは一定の水準を維持していると思われる。有機農業推進事業では、県下3箇所で設置している有機農業展示圃での取組の実証結果等を、普及機関を通じて有機農業講座を開催し、農業者の有機農業の取組の支援に努めた。

高収益大規模有機栽培技術確立試験では、早期「あきたこまち」から晩期「ヒカリ」の各作型による生育状況、品質、病害虫の発生状況を調査した結果、労働力を考慮した水稻一たまねぎ体系の高収益が可能となった。生物多様性調査をあわせて行い、栽培技術マニュアルを作成した。

エコファーマー認定数は昨年と比較して6名減少した。今後、エコえひめ農産物(特別栽培農産物等認証制度)と合わせて支援する。

#### (ブランド戦略課)

松山市内スーパーにおけるエコえひめ農産物の常設販売コーナーは、6店舗から7店舗に増加し、品目・量ともに増加している。また、県政世論調査によると、エコえひめ農産物制度の認知度は、

40.7%(H27)から46.1%(H28)に向上した。

<b>基本施策Ⅰ</b>	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅰ-①	生産ステージ																								
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進																								
<b>具体的な取組み</b>																									
(7)原木しいたけ等生産者を対象とした技術講習会等の開催																									
(7)原木しいたけ等生産者を対象に、基本的生産技術や食品安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。																									
<b>①概要</b>																									
愛媛県森林組合連絡協議会が生産者を対象として実施する生産技術研修会・現地実習及び流通販売対策講習会(県補助事業において、生産量確保及び品質向上のための技術習得やトレーニングによる生産履歴の管理の徹底を推進する。																									
<b>②推進指標</b>																									
【原木しいたけ生産者技術講習会・研修会の開催回数】																									
回数維持により、継続的に生産者の技術向上が図られる。																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>12回</td> <td>13回</td> <td>8回</td> <td>4回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標			—	—	—	—	7回	実績	12回	13回	8回	4回			
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標			—	—	—	—	7回																		
実績	12回	13回	8回	4回																					
<b>③用語解説</b>																									
—																									
<b>【平成28年度事業実施状況】</b>																									
<p>●原木しいたけ等生産促進事業費(林業政策課)</p> <p>・原木しいたけ生産者に対し、生産技術研修会・現地実習及び流通販売対策講習会において、技術習得による生産性及び品質の向上、トレーサビリティによる安全性の確保の必要性等を指導した。</p> <p>〔開催回数・参加者数〕</p> <p>生産技術研修会・現地実習 3回 参加者数 55人 流通販売対策講習会 1回 参加者数 120人 (計175名)</p>																									
<b>【平成28年度取組みの評価】</b>																									
(林業政策課)																									
このニーズに対応するための品質・規格の検討など乾しいたけ生産者の食品安全安心に関する意識向上を図ることことができた。																									
今後は、新規生産者を対象者に集中的に研修等を実施し、生産者の維持・拡大と生産技術及び品質の向上を図ることとする。																									

<b>基本施策 I</b>	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	生産ステージ
<b>施策の方向1</b>	安全な農林産物の提供の推進
<b>具体的な取組み</b>	<p><b>(6) GAP(農業生産工程管理)の推進</b> GAPの取り組みについて、産地や生産者へ啓発するとともに、生産者の目的に応じたGAPの推進に努めます。</p>
<b>①概要</b>	GAPの取り組みについて、今後とも、産地や生産者へ啓発するとともに、農薬使用の記帳に加えて、衛生管理等についても記帳を推進する。 また、市町・JA等、関係機関・団体と連携し、GAP導入の支援体制の確立に努めている。
<b>②推進指標</b>	—
<b>③用語解説</b>	『GAP (Good Agricultural Practice)』 農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。食品衛生管理手法の一つであるHACCPの農業版と解される(生産工程の各段階で、生物学的(微生物)、化学的(残留農薬等)、物理的(異物等)な危害を分析し、生産工程毎の重要管理ポイントを明確にして、農産物の安全性を高めていく手法)。
<b>【平成28年度事業実施状況】</b>	<p>●農業適正使用推進事業費(農産園芸課)</p> <p>○食の安全・安心や、環境負荷の低減、農作業等労働安全につながる農業生産工程管理(GAP)の推進を図るため、指導者研修会や生産者や生産者団体に対して実践的なコラボ指導を実施した。</p> <p>平成28年度GAP研修会の開催結果           　〔日程・参加者数〕 3月1日 94名           　グローバルGAP導入支援コンサルタント指導の実施結果           　〔日程・参加者数〕 9月16日 10名</p>
<b>【平成28年度取組みの評価】</b>	(農産園芸課) 生産者自らが、農業生産工程の全体を見通して、食品安全をはじめ様々な観点から注意すべき管理点(点検項目)を定め、これに沿って農作業を実施・記録し、検証を行って農作業の改善を結びつけることによって、食品の安全性、信頼性確保等につながることから、安全安心システム(GAP)の導入を今後も推進し、食に対する消費者の不安が高まる中、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。

<b>基本施策 I</b>	生産から消費に至る食の安全安心の確保																																	
<b>I-①</b>	生産ステージ																																	
<b>施策の方向2</b>	安全な畜産物の提供の推進																																	
<b>具体的な取組み</b>	<b>安全な畜産物の提供の推進</b>																																	
<b>具体的な取組み</b>	<b>(9)牛耳標装着の農家指導</b> 関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。																																	
<b>①概要</b>	国(農政事務所)、農協等と連携し、畜産農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。																																	
<b>②推進指標</b>	<b>【牛耳標装着率】</b> 全ての牛が耳標を装着することにより、トレーサビリティの実効性が担保され、生産段階における安全安心の確保が可能となる。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>(H27)</th> <th>(H28)</th> <th>(H29)</th> <th>(H27)</th> <th>(H28)</th> <th>(H29)</th> <th>(H30)</th> <th>(H31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>850件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>634件</td> <td>619件</td> <td>624件</td> <td>597件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)	目標	—	850件	—	—	—	—	—	—	—	100%	実績	634件	619件	624件	597件	—	—	—	—	—	—
年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)																								
目標	—	850件	—	—	—	—	—	—	—	100%																								
実績	634件	619件	624件	597件	—	—	—	—	—	—																								
<b>③用語解説</b>	『牛耳標』国内で生まれた全ての牛及び輸入された牛に、10桁の「個体識別番号」が印字された耳標が装着され、その牛の種別(黒毛和牛など)、出生年月日、出生地、飼養地、と畜食肉に対するための解体処理(年月日)、と畜場の名称・所在地などがデータベースに登録される。この番号は、食肉の流通販売過程においても明記され、誰でもインターネットを通じてその牛の履歴を参照することができる。 『個体情報の内容』耳標の番号と牛の飼養者、飼養場所、牛の品種性別等の情報																																	
<b>④推進指標</b>	<b>【生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数】</b> 巡回の継続は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食品安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>(H27)</th> <th>(H28)</th> <th>(H29)</th> <th>(H30)</th> <th>(H31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>850件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>700件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>634件</td> <td>619件</td> <td>624件</td> <td>597件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)	目標	—	850件	—	—	—	—	700件	実績	634件	619件	624件	597件	—	—	—									
年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)																											
目標	—	850件	—	—	—	—	700件																											
実績	634件	619件	624件	597件	—	—	—																											
<b>⑤用語解説</b>	『動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令』医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に係る法律及び省令規則をいう。																																	
<b>⑥事業実施状況</b>	<b>【平成28年度事業実施状況】</b> ●飼料対策事業費(畜産課) ●畜産経営技術指導事業費(畜産課) ●家畜衛生対策事業費(畜産課) ・生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施した。 ・生産者:398件、飼料販売店:88件、動物医薬品販売業者:111件 ・周知関連法令:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(動物医薬品)、飼料安全法																																	
<b>⑦取組みの評価</b>	<b>【平成28年度取組みの評価】</b> (畜産課) 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売業者への指導により、飼料及び動物用医薬品の適正な使用、流通が確保されている。 畜産物の安全かつ安定的な供給を図るため、今後も引き続き実施する。																																	

<b>基本施策 I</b>	生産から消費に至る食の安全安心の確保
<b>I-①</b>	生産ステージ
<b>施策の方向2</b>	安全な畜産物の提供の推進
<b>具体的な取組み</b>	<b>安全な畜産物の提供の推進</b>
<b>(8)生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等への巡回</b>	生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。
<b>①概要</b>	家畜保健衛生所の職員が畜産農家や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施する。
<b>②推進指標</b>	<b>【生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数】</b> 巡回の継続は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食品安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。
<b>③用語解説</b>	『動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令』医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に係る法律及び省令規則をいう。
<b>④事業実施状況</b>	<b>【平成28年度事業実施状況】</b> ●死亡牛全頭検査事業費(畜産課) ●畜産経営技術指導事業費(畜産課) ・国の農政事務所やJIA等の関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導した。 ・牛の死亡時ににおいて個体識別耳標を確認することで、トレーサビリティの確保に努めた。 ・周知内容:耳標の報告方法(FAX、インターネット等)、耳標が脱落した場合の処置等
<b>⑤取組みの評価</b>	<b>【平成28年度取組みの評価】</b> (畜産課) 牛耳標による県内の牛トレーサビリティ体制は確立されており、全ての牛において耳標装着が図られた。今後も同様の体制を維持し、生産段階における安全安心を確保する。

<b>基本施策 I</b>	<b>生産から消費に至る食の安全安心の確保</b>
<b>I-①</b>	<b>生産ステージ</b>
<b>施策の方向2</b>	<b>安全な畜産物の提供の推進</b>
<b>具体的な取組み</b>	<b>安全な畜産物の提供の推進</b>
(11)畜産関係生産者の巡回による普及及指導	畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。
<b>①概要</b>	毎年、家畜保健衛生所職員が畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導する。
<b>②推進指標</b>	<b>【畜産関係生産者巡回戸数】</b> 県内畜産農家の巡回(全戸)することは、生産者が安全安心を確保するための生産技術の習得、実践の指標となる。
<b>③用語解説</b>	—
<b>【平成28年度事業実施状況】</b> (畜産課)	<p>●畜産経営技術指導事業費(畜産課)        *畜産保健衛生所、農業改良普及員、市町、JA職員等の連携により、農場HACCPの事例等の技術情報の紹介、飼料安全法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(動物医薬品)等の関連法令の基準等を生産者へ周知普及した。        *農家戸数:酪農123戸、肉用牛188戸、養豚83戸、養鶏79戸</p>
<b>【平成28年度取組みの評価】</b> (畜産課)	<p>農家経営の安定につながる技術開発を優先実施しており、取組み実績は0となつた。しかし、県産畜産物の安全安心を図ることから、今後も消費者ニーズ等にアンテナを向け、必要な技術の開発に取り組んで参りたい。</p>

<b>基本施策 1</b>	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
<b>I-①</b>	生産ステージ																								
<b>施策の方向2</b>	安全な畜産物の提供の推進																								
<b>具体的な取組み</b>																									
(13)高病原性鳥インフルエンザ対策	生産段階での対策として発生防止対策の指導、養鶏場での検査の実施、異常鶏の早期通報体制及び発生時の防疫体制の整備に取り組みます。																								
<b>①概要</b>	定期的なモニタリング検査(血液検査、ウイルス分離検査)を実施するとともに、発生予防策や発生時の体制整備を実施する。																								
<b>②推進指標</b>	【高病原性鳥インフルエンザ検査羽数】 鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例はないが、養鶏場での定期的なサンプリング検査の実施は、消費者ニーズに応えた安全安心な畜産物生産への取組み状況の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>(H25)</th><th>(H26)</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td><td>—</td><td>対象鶏全羽</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>対象鶏全羽</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>1,190 羽</td><td>1,270 羽</td><td>1,250 羽</td><td>1,130 羽</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	対象鶏全羽	—	—	—	—	対象鶏全羽	実績	1,190 羽	1,270 羽	1,250 羽	1,130 羽			
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標	—	対象鶏全羽	—	—	—	—	対象鶏全羽																		
実績	1,190 羽	1,270 羽	1,250 羽	1,130 羽																					
<b>③用語解説</b>																									
<b>【平成28年度事業実施状況】</b>																									
<p>●家畜伝染病予防事業費(畜産課)        ●県内の対象養鶏場の1,130羽を対象に家畜保健衛生所の獣医師が検査を実施し、全羽異常はなかった。        ●家畜伝染病防疫体制強化事業費(畜産課)        ●高病原性鳥インフルエンザが発生時に、迅速的確な初動対応が実施できるよう、必要な防疫資機材を追加配備した。</p>																									
<b>【平成28年度取組みの評価】</b>																									
(畜産課) (県内養鶏場等における、高病原性鳥インフルエンザの監視体制が確立されており、今後も同様の体制により監視を強化するとともに、防疫作業に必要な資機材を配備することで、同病の防疫体制を整備した。																									

<p><b>基本施策 I</b></p> <p>I-① 家畜病性鑑定所における死亡牛のBSE検査</p> <p>実施方向2 具体的な取組み</p> <p>(1)2月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。</p>	<p><b>生産から消費に至る食の安全安心の確保</b></p> <p><b>I-① 生産ステージ</b></p> <p><b>安全な畜産物の提供の推進</b></p> <p><b>概要</b></p> <p>①家畜病性鑑定所において、48ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努める。なお、48ヶ月未満の牛についても、神経症状を呈して死亡した場合等BSEが疑われる場合は検査を行う。</p> <p><b>推進指標</b></p> <p><b>②推進指標</b></p> <p><b>③用語解説</b></p> <p>《BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy)》「牛海綿状脳症」と訳され、TSE (伝達性海綿状脳症: Transmissible Spongiform Encephalopathy) という、未だ十分に解明されていない伝達因子 (病気を伝えるもの) と関係する病気のひとつで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、独立不能等の症状を示す退化性かつ悪性の中枢神経系の疾患。</p>	<p><b>【平成28年度事業実施状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡牛全頭検査事業費(畜産課)</li> </ul> <p>・48ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭及び神経症状を呈して死亡した牛(計229頭)について、家畜病性鑑定所においてBSE検査を実施したが、県内でのBSE感染牛はなかった。</p>	<p><b>【平成28年度取組みの評価】</b></p> <p>(畜産課)</p> <p>県内死亡牛における、BSEの監視体制が確立されており、今後も同様の体制により監視を強化することとしている。</p>
---	---	--	--

<b>基本施策 I</b>	生産から消費に至る食の安全安心の確保																									
<b>I-①</b>	生産ステージ																									
<b>施策の方向3</b>	安全な水産物の提供の推進																									
<b>具体的な取組み</b>	<b>(15) 貝毒検査の実施</b> 貝毒原因ブランクンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。																									
<b>①概要</b>	<p>宇和海で貝毒を蓄積させる原因ブランクンは、春～初夏に出現するアレキサンドリウム・カテーテラ、冬季～初夏に出現するギムノディニウム・カテーテナータムの2種であるが、いずれの種類もアサリ等の二枚貝類に麻痺毒性貝毒を蓄積させる。県では、定期的なモニタリング調査により貝毒ブランクンが安全基準値を超えて増殖した場合は、貝毒の発生監視を行なうため、アサリ等の二枚貝の貝毒量を検査している。</p>																									
<b>②推進指標</b>	<p>【貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合】 検査率の維持により貝毒発生確認の活動状況の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>(H27)</th> <th>(H28)</th> <th>(H29)</th> <th>(H30)</th> <th>(H31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>71.9%</td> <td>60.1%</td> <td>63.6%</td> <td>68.3%</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)	目標	—	70.0%	—	—	—	100%	—	実績	71.9%	60.1%	63.6%	68.3%	—	100%	100%
年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)																			
目標	—	70.0%	—	—	—	100%	—																			
実績	71.9%	60.1%	63.6%	68.3%	—	100%	100%																			
<b>③用語解説</b>	<p>『安全基準値』 貝毒の蓄積が懸念されるブランクン濃度</p>																									
<b>【平成28年度事業実施状況】</b>	<p>●魚病対策指導費(水産課) 魚類養殖における魚病対策の推進及び生産された養殖水産物の安全性を確保するため、防疫関係会議への参加や防疫対策会議を開催するとともに、養殖魚の疾病の診断及び治療対策の指導、水産用医薬品の適正使用の指導、医薬品残留検査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策会議の開催結果 〔日程・参加者数〕 4月22日 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部 漁業研修センター 67名 6月29日 松前町総合文化センター 17名</li> <li>・魚病診断件数 730件</li> <li>・水産用ワクチン使用指導書発行件数 205件</li> <li>・医薬品残留検査(アリ、マダイ、ヒラメ) 30検体 (いずれも異常なし(検出限界以下))</li> </ul>																									
<b>【平成28年度取組みの評価】</b>	<p>(水産課) 平成28年度は、愛南町船越湾で採取した天然マガキから国の定める規制値(4マウスユニット/g)を上回る麻痺性貝毒が検出されたことから、愛南町役場、関係漁協に対して、二枚貝を採取された一枚貝を取り扱わないよう指導した。更に、周辺住民に立看板を設置して、二枚貝を採取する旨の注意喚起を行った。今後も貝毒原因ブランクン調査及び貝毒検査を実施することにより、二枚貝の安全性を確保する。</p>																									

<b>基本施策 I</b>	生産から消費に至る食の安全安心の確保																									
<b>I-①</b>	生産ステージ																									
<b>施策の方向3</b>	<b>(14) 養殖衛生管理体制の推進</b> 養殖業者に対し、水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するほか、養殖衛生管理技術に関する講習会を実施します。																									
<b>①概要</b>	<p>魚病対策として、疾患魚の迅速かつ正確な診断の他、養殖業者、医薬品販売業者等を対象に水産用医薬品やワクチンの適正な使用について指導するとともに、養殖衛生管理技術に関する講習会(研修会)を実施する。</p>																									
<b>②推進指標</b>	<p>【養殖業者への指導状況の指標となる。】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>(H27)</th> <th>(H28)</th> <th>(H29)</th> <th>(H30)</th> <th>(H31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>71.9%</td> <td>60.1%</td> <td>63.6%</td> <td>68.3%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)	目標	—	70.0%	—	—	—	70.0%	—	実績	71.9%	60.1%	63.6%	68.3%	—	—	—
年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)																			
目標	—	70.0%	—	—	—	70.0%	—																			
実績	71.9%	60.1%	63.6%	68.3%	—	—	—																			
<b>③用語解説</b>	<p>—</p>																									
<b>【平成28年度事業実施状況】</b>	<p>●魚病対策指導費(水産課) 魚類養殖における魚病対策の推進及び生産された養殖水産物の安全性を確保するため、防疫関係会議への参加や防疫対策会議を開催するとともに、養殖魚の疾病の診断及び治療対策の指導、水産用医薬品の適正使用の指導、医薬品残留検査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策会議の開催結果 〔日程・参加者数〕 4月22日 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部 漁業研修センター 67名 6月29日 松前町総合文化センター 17名</li> <li>・魚病診断件数 730件</li> <li>・水産用ワクチン使用指導書発行件数 205件</li> <li>・医薬品残留検査(アリ、マダイ、ヒラメ) 30検体 (いずれも異常なし(検出限界以下))</li> </ul>																									
<b>【平成28年度取組みの評価】</b>	<p>(水産課) 養殖業者等を対象とした防疫対策会議を開催し、水産用医薬品やワクチンの適正使用等を指導した。また、魚病診断により被害の軽減、疾病的蔓延防止を図った。更に、水産用ワクチン使用指導書を発行した。今後も適切な防疫対策指導を行い、養殖生産物の安全性を確保する。</p>																									

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	生産ステージ
施策の方向3	安全な水産物の提供の推進
具体的な取組み	
(16)養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進	
食中毒の原因とされる新種クドアの県内ヒラメ養殖場への侵入及び新種クドアが寄生した養殖ヒラメの流通を未然に防止するため、「愛媛県クドア疾病対策ガイドライン」に基づき、新種クドアの検査対応や、確認された場合の出荷自粛等を指導するほか、まん延防止や被害軽減に資する知見を収集し、関係者への情報提供に努めます。	
①概要	
「愛媛県クドア疾病対策ガイドライン」に基き、水産研究センターが県内のヒラメを検査するとともに、被害の怪減に資する新たな技術の開発を行っており、今後も引き続き実施する。	
②推進指標	
—	
③用語解説	
《新種クドア》 正式名称は <i>Kudoa septempunctata</i> (クドア・セプテンパンクタータ)。魚類に寄生する寄生虫の一種として、近年新たに発見された。ヒラメへの寄生が確認されており 寄生したヒラメを生食することと一定量のクドアが採取されると、一過性の食中毒を引き起こすことが知られている。クドアを肉眼で確認することはできないが、熱等には弱く、一定条件下での加熱や冷凍により食中毒を防止することができます。	
【平成28年度事業実施状況】	
● 養殖ヒラメの食中毒原因寄生虫検査(水産課) ヒラメに寄生し食中毒の原因となる <i>Kudoa septempunctata</i> 保有状況を遺伝子検査(PCR法)により検査を行った。	
○ヒラメのクドア検査 ・水産研究センター 魚類検査室 23件 ・耕培資源研究所 3件	
【平成28年度取組みの評価】	
(水産課) ヒラメ養殖用種苗(490尾)、養殖ヒラメ(70尾)及び天然ヒラメ(46尾)についてクドアの保有状況を検査した結果、いずれからもクドア・セプテンパンクタータは検出されなかった。	